

【住宅設計指針・各地区共通】

1. 目的

「金沢市宅地分譲住宅設計指針」は、地区計画及び民地緑化に関する協定で定められた内容及び手続きについて、その運用を補足し、新築に際しての審査の整合性を図るとともに、閑静で良好な住環境と統一された街並み景観を図ることを目的とする。

2. 適用法令等

- (1) 建築基準法等関係法令
- (2) 金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例
- (3) 瑞樹団地地区地区計画
- (4) 瑞樹団地民地緑化に関する協定
- (5) 金沢市宅地分譲に関する条例
- (6) 金沢市宅地分譲に関する条例施行規則

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例

(平成16年7月1日施行)

瑞樹団地地区地区計画

(平成7年2月28日都市計画決定)

瑞樹団地民地緑化に関する協定

(平成22年4月11日みずき町会
総会にて可決)

金沢市宅地分譲に関する条例

(昭和48年6月30日条例第43号)

改正(平成20年4月1日施行)

金沢市宅地分譲に関する条例施行規則

(昭和48年6月30日規則第50号)

改正(平成20年4月1日施行)